

農業収入保険加入支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業者が新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の影響など経営努力では避けられない様々なリスクに備えるため、農業保険法（昭和22年法律第185号）等に基づいて静岡県農業共済組合が行う農業経営収入保険事業の収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を促すことを目的に、保険料等の一部を補助することについて、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険料 全国共済組合連合会事業規定（以下「事業規定」という。）第11条に規定する保険料をいう。
- (2) 事務費（付加保険料） 事業規定第13条に規定する事務費をいう。
- (3) 保険期間 事業規定第5条に規定する保険期間をいう。
- (4) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法第12条により認定を受けた者をいう。
- (5) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4により認定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者又は認定農業者が1人以上所属している農業者団体等
- (2) 事業規定第4条第1項に規定する保険資格者に該当する者
- (3) 市より収入保険に係る補助を受けたことのない者
- (4) 保険期間が令和5年4月1日以降にある者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象者が負担する収入保険に係る保険料及び事務費（以下「保険料等」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

(交付申請等の委任)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、交付の申請等について、委任状（第1号様式）をもって静岡県農業共済組合の長（以下「共済組合長」という。）に委任しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の委任を受けた共済組合長は、補助金の交付を申請しようとするときは、農業収入保険加入支援補助金交付申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者一覧表(第3号様式)
- (2) 委任状(第1号様式)
- (3) 農業経営収入保険加入申請書の写し
- (4) 収入保険の保険料等算定金額がわかる書類
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、その旨を補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 交付の決定を受けた共済組合長は、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

(報告及び調査)

第10条 交付の決定を受けた共済組合長は、報告若しくは資料の提出、又は関係帳簿、書類その他必要な調査に協力しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を変更又は取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助対象者が保険料等の未納等により加入を解除されたとき。
- (2) 補助金交付後に保険料等の再算定が行われ、保険料等が減少したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要領の失効の際、現に補助金の交付の決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要領は、なおその効力を有する。